

高島市介護人材確保事業助成金 Q & A

○助成金全般

問：助成金の申請は何度でもできるのか。

答：子育て応援助成事業、介護支援専門員定着支援助成事業（介護支援専門員実務研修受講料を除く）以外は、1人1事業につき1回のみの申請となります。

問：複数の事業に申請することはできるか。

答：対象となる事業すべてに申請できます。

問：市内に居住しているが住民登録は市外の場合、対象となるか。

答：子育て応援助成事業、家賃助成事業、奨学金助成事業については、市内に住民登録のある方が対象となります。

問：現在、育児休業中の職員は対象となるか。

答：実際に介護職員として就労している期間を対象とするため、育児休業中や病気休業中の間は対象となりません。

問：申請者と違う名義の口座に振り込んでもらうことは可能か。

答：可能ですが、委任状が必要です。高齢者支援課までお問い合わせください。

問：添付書類に「支払額を証する書類」とあるが、口座からの自動振り込みのため領収書が発行されません。

答：支払い先に支払い金額と支払い日がわかる支払い証明書等を発行してもらうか、通帳のコピーを添付してください。

問：3月31日で退職する場合は対象になるか。

答：対象になりません。翌年度においても同様の雇用形態で働く介護職員として働く方が対象となります。

○家賃助成

問：令和7年4月1日に市内介護サービス事業所等に就職し、9月に転入し市内の借家に入居した場合は、助成の対象となるか。

答：9月以降の家賃を助成対象としますが、就職後2年までが助成期間となります。

問：夫婦ともに介護職員の場合、助成の対象者はどちらになるのか。

答：借家の契約者が対象となります。

問：家賃月額を証する書類とはどんなものか。

答：住宅賃貸契約書等の月額賃料がわかるものの写しを添付してください。

（申請時、変更がなくても毎回ご提出をお願いします）

○新規介護職員等雇用促進助成事業

問：他の介護事業所で介護職員として勤務後、別の事業所に変わった場合は、申請できるのか。

答：市内の介護事業所→市内の介護事業所 ＝ 対象になりません。

市外の介護事業所→市内の介護事業所 ＝ 対象になります。

○介護支援専門員定着支援助成事業

問：受講料等の支払額を証する書類は何か。

答：収入証紙を貼り付けた受講料納付書の写し、もしくは領収書の写しを添付してください。テキストについては、領収書（テキスト名を明記してください）を添付してください。

問：他府県で受講した研修は対象になるか。

答：各都道府県指定の講習であれば対象となります。

○外国人介護職員就労助成事業

問：技能実習生は対象になるか。また、在留資格「特定技能」は対象になるか。

答：次の4種類の資格等をもつ外国人を正規雇用した場合を対象とします。

- ・ E P Aに基づく介護福祉士候補者
- ・ 在留資格「介護」
- ・ 技能実習制度を活用した「技能実習生」
- ・ 在留資格「特定技能1号」

問：「3か月以上外国人を雇用した場合の雇用にかかる研修受講費、翻訳機の購入費等」とあるが、雇用後3か月以降の研修費等への助成があるという意味か。

答：3か月以上雇用された方の雇用にかかる研修費用等が対象となり、雇用当初から1年以内支払った経費が対象となります。